

行政報告（追加）

★ 各会計の決算状況について

平成 20 年度の各会計の決算状況がまとまりましたので、ご報告いたします。

一般会計は、歳入が 33 億 5,865 万 8,323 円で、歳出の 32 億 8,952 万 4,390 円を差し引きますと 6,913 万 3,933 円となりますが、これから繰越明許費 1,027 万 5,760 円を差し引き、5,885 万 8,173 円の繰越となりました。

当初予算では、財政調整基金費から 1 億円の取り崩しを予定しておりましたが、交付税の増額や除排雪等の減額で基金を取り崩すことなく、逆に 2 億 1 万 7 千円を積立することができました。

また、老人保健特別会計では、歳入が 9,877 万 1,915 円、歳出 9,868 万 7,620 円で、差し引き 8 万 4,295 円の繰越となりました。

国民健康保険特別会計では、歳入が 9 億 7,385 万 6,081 円、歳出は、8 億 4,466 万 5,797 円で、差し引き 1 億 2,919 万 284 円と昨年度に引き続いている黒字決算となりました。

介護保険特別会計における保険事業勘定では、歳入が 4 億 3,777 万 1,770 円、歳出で 4 億 3,230 万 1,536 円の差し引き 547 万 234 円の繰越となり、また、サービス事業勘定においても、歳入、歳出同額の 282 万 5,000 円で収支ゼロとなりました。

さらには、今年度から始まりました後期高齢者医療特別会計におきましても、歳入で 5,500 万 6,364 円、歳出で 5,498 万 9,864 円、差し引き 1 万 6,500 円の繰越となりました。

水道事業会計では、収益的事業の収入が 1 億 829 万 1,573 円、歳出は、8,484 万 6,877 円で、差し引き 2,344 万 4,696 円の純利益となりました。

いずれの会計においても黒字決算となりましたが、今後とも議員の皆様を始め、町民の皆さんのご協力をいただきながら、更なる健全な財政運営に努めてまいり所存であります。

★ 町税の収納状況について

平成 20 年度課税の町税の収納の状況であります。法人町民税については、調定額と収入額は同額の 2,602 万 700 円、収納率 100%で前年比 1.31%の増となりました。

また、個人町民税は、調定額 1 億 5,811 万 4,799 円に対し、収納額 1 億 5,148 万 5,923 円、収納率 95.81%で前年と対比して 1.08%の増となりました。

固定資産税については、調定額が 2 億 2,868 万 8,500 円に対し、収入額は 2 億 2,202 万 1,090 円、収納率 97.08%で前年比 0.45%の増となりました。

軽自動車税については、調定額 628 万 6,100 円に対し、収入額 616 万 6,800 円と収納率 98.10%で前年比 0.57%の増となりました。

国民健康保険税については、医療分、後期高齢者支援金分及び介護納付分合計の調定額は、1 億 9,746 万 8,400 円に対し、収入額は 1 億 8,478 万 1,844 円、収納率 93.58%で前年比 0.57%の増となりました。

特に、一般医療費分においては、調整交付金でペナルティが課される 93%を僅かながらではありますが上回る 93.55%の収納率となりました。

さらには、滞納繰越分についても個人町民税で前年対比 2.28%増の 17.82%、固定資産税では、5.70%増の 7.63%、軽自動車税においても 14.50%増の 46.19%、国民健康保険税は、2.76%増の 15.34%の収納率となりました。

いずれの税目においても、前年度の収納率を上回ることができましたが、今後とも収納率の向上と滞納額の圧縮に職員一丸となって努力してまいり所存であります。

★ 渡島・檜山地方税滞納整理機構における収納状況等について

平成 20 年度に滞納整理機構に徴収委託した 12 件、3,001 万 1,173 円については、436 万 6,473 円が納付され、収納率は、14.55%となっております。このうち 2 件の事案については、機構において納付の誓約をしていることから、引き続き委託することとし、平成 21 年度においても継続分を含み 12 件、総額で 735 万 3,861 円の事案を委託しております。

★ 定額給付金及び子育て応援特別手当事業の状況について

5 月末現在の定額給付金の支給状況については、支給率 98.2%で支給総額 8,541 万 2 千円、件数にして 2,382 件となっております。また、子育て応援特別手当については、繰越していた 1 件分を支払いし、支給率 100%となりました。

★ マグロ延縄漁業について

マグロ延縄漁業の操業海域に係る青森県側との協議は、当町及び青森県三厩・竜飛今別の各漁業協同組合が参加し、北海道・青森県を中心に協議を重ねてまいりましたが、青森県西部海区調整委員会において、従来の操業制限海域より 1.5 マイル青森県側に下がる今年の青森県西部海区調整委員会指示を、6 月 1 日付けで発動するとの決定がなされたとの報告が 5 月 26 日渡島支庁よりありました。

1.5 マイルの操業海域の拡大については、当町のマグロ延縄漁業者の強い要望でありますので、漁期を前に一定の方向が示されたことと合わせ、今後も協議が継続することとなったことから、私としても、安堵しているところであります。

また、尽力いただきました北海道を始め関係機関にも感謝いたしているところでありますが、今年のマグロ漁が安全に操業でき、大漁となることを祈っているところであります。

★ 山菜採りの遭難について

6月2日松前町の山林で、当町住民が遭難し、2日午後から3日朝にかけて捜索した結果、3日朝に無事保護されました。捜索にあたった関係機関にお礼を申し上げたところでありますが、今後とも山菜採りの際の留意事項を町民に周知し、事故のないように呼びかけてまいりたいと考えています。